

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例施行細則をここに公布する。

令和8年1月14日

名古屋市長 広沢一郎

名古屋市規則第1号

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例（令和7年名古屋市条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第3号に規定する規則で定めるもの）

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定めるものは、同条第2号アに規定する家庭廃棄物のうち次に掲げるものとする。

- (1) 新聞紙
- (2) 雑誌、書籍その他これらに類するもの
- (3) 段ボール
- (4) 紙パック
- (5) その他資源化可能な紙
- (6) 衣類その他の繊維製品

- (7) 金属製のもの
 - (8) 空きびん
- (集団回収実施団体の登録)

第3条 条例第2条第4号の登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において資源物の集団回収を行うこと。
 - (2) 営利を目的としていないこと。
 - (3) 構成員の数が10人以上であること。
- (条例第5条第1項の規則で定める者)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市から家庭廃棄物等の収集又は運搬の委託を受けた者
 - (2) 次条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けた集団回収実施団体
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (空き缶の収集又は運搬の許可)

第5条 空き缶（名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条第1項に規定する資源であるものに限る。以下同じ。）の収集又は運搬を行おうとする集団回収実施団体は、収集又は運搬を行う区域（以下「活動区域」という。）を定めて、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可を受けようとする団体は、収集・運搬許可申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請（以下「申請」という。）を許可した場合は、収集・運搬許可証（第2号様式）及び腕章を交付するものとする。
- (空き缶の収集又は運搬の変更及び廃止の届出)

第6条 許可を受けた集団回収実施団体（以下「許可団体」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき並びに空き缶の収集及び運搬を廃止したときは、速やかに収集・運搬^{変更}_{廃止}届出書（第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

(空き缶の収集又は運搬の許可の取消し)

第7条 市長は、許可団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取

り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しなくなった場合
- (2) 不正の行為により許可を受けた場合
- (3) 第9条第1項に規定する遵守事項を遵守しない場合
(許可証等の返納)

第8条 許可団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに収集・運搬許可証及び腕章を市長に返納しなければならない。

- (1) 空き缶の収集及び運搬を廃止したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
(遵守事項)

第9条 許可団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 構成員に空き缶を収集し、及び運搬させること。
- (2) 空き缶の収集及び運搬について、活動区域内の住民の理解を得ること。
- (3) 許可団体の構成員であることが容易に識別できるよう、構成員に腕章を着用させることその他の必要な措置を講ずること。
- (4) 申請し、又は届け出た活動区域外において空き缶を収集し、又は運搬しないこと。
- (5) 市による収集を希望する者が排出した空き缶を収集し、又は運搬しないこと。
- (6) 空き缶の回収により得た金銭を、構成員自らの収入とさせないこと。
- (7) 前号の金銭は、市内における地域活動に要する費用に充てることとし、その使途について市からの照会を受けたときは、これに応じること。

2 市長は、許可団体に対し、前項各号に掲げる事項の遵守に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第10条 条例第6条第1項の規定による勧告は、収集・運搬禁止勧告書（第4号様式）により行うものとする。

(命令)

第11条 条例第6条第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第5号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第7条第2項に規定する証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式とする。

(氏名等の公表)

第13条 条例第8条の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所の掲示場に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 命令を受けた者の氏名及び住所
- (2) 命令の概要

(意見を述べる機会の付与)

第14条 条例第8条の規定による意見を述べる機会の付与は、市長が口頭することを認めたときを除き、意見書を提出して行うものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(意見を述べる機会の付与の通知の方式)

第15条 市長は、意見書の提出期限（口頭による意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、公表の対象となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

- (1) 予定される公表内容及び根拠となる条例の条項
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見を述べる機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2 市長は、公表の対象となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号に掲げる事項及び市長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所及び区役所の掲示場に掲示することによって行うものとする。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第10条から第15条まで及び附則第3項から附則第5項までの規定は同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定に基づく許可の申請その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則の廃止）

- 3 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則（平成24年名古屋市規則第89号）は、廃止する。

（名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則の廃止に伴う経過措置）

- 4 一部施行日前にした行為に係る前項の規定による廃止前の名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則の規定による勧告、命令及び公表については、なお従前の例による。

- 5 一部施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条）

収集・運搬許可申請書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 団体名
(代表者) 住 所
氏 名
電話番号

空き缶の収集又は運搬の許可を受けたいので、名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例施行細則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

活動区域	
活動人數	
空き缶の回収により得た金銭の使途	

注 活動区域の範囲は、区を超えない範囲としてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式（第5条）

（表）

収集・運搬許可証

団体名

（代表者）住所
氏名

様

年 月 日付で申請のありました空き缶の収集又は運搬については、名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例施行細則第5条第3項の規定に基づき次のとおり許可します。

年 月 日

名古屋市長

印

活動区域	
活動人數	

(裏)

遵 守 事 項	<ol style="list-style-type: none">1 構成員に空き缶を収集し、及び運搬させること。2 空き缶の収集及び運搬について、活動区域内の住民の理解を得ること。3 許可団体の構成員であることが容易に識別できるよう、構成員に腕章を着用させることその他の必要な措置を講ずること。4 申請し、又は届け出た活動区域外において空き缶を収集し、又は運搬しないこと。5 市による収集を希望する者が排出した空き缶を収集し、又は運搬しないこと。6 空き缶の回収により得た金銭を、構成員自らの収入とさせないこと。7 前号の金銭は、市内における地域活動に要する費用に充てることとし、その使途について市からの照会を受けたときは、これに応じること。
---------	---

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式（第6条）

収集・運搬 変更
届出書
廃止

年 月 日

（宛先）名古屋市長

届出者 団体名

（代表者）住所

氏名

電話番号

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

事項		変更後	変更前
変更の 内 容	活動区域		
	活動人数		
変更の理由			
変更年月日			
廃止の理由			
廃止年月日			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式（第10条）

第 号
年 月 日

収集・運搬禁止勧告書

住 所

氏 名

名古屋市長

印

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例第5条の規定に違反したので、同条例第6条第1項の規定により、家庭廃棄物等を収集し、又は運搬しないよう勧告します。

勧告の原因となる事実

持ち去りの日時場所	年 月 日 午前・午後 時 分 頃 名古屋市 区
持ち去りの内容	
車両番号等	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式（第11条）

第 号	
年 月 日	
収集・運搬禁止命令書	
住 所	
氏 名	
名古屋市長	印
名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定による勧告に従わなかつたので、同条第2項の規定により、家庭廃棄物等を収集し、又は運搬しないよう命令します。	
命令の原因となる事実	
持ち去りの日時場所	年 月 日 午前・午後 時 分 頃 名古屋市 区
持ち去りの内容	
車両番号等	

注1 この命令に従わないときは、条例第8条の規定により、その旨を公表することがあります。

注2 この命令に従わないときは、条例第10条の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。